

港湾法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景・目的

第164回国会において成立し、平成18年5月17日に公布された「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）第1条により港湾法を改正し、構造改革特別区域における港湾法等の特例及び公有水面埋立法の特例の全国展開を行ったところです。

この改正は、平成18年10月1日の施行を予定していることから、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）を改正し、特定埠頭を運営の事業の認定要件等について定めることを予定しています。

2. 概要

- ① 法第54条の3第1項の特定埠頭を構成する港湾施設として、荷さばき施設、野積場、駐車場等を規定することを検討しております。
- ② 特定埠頭の運営の事業を行うため港湾管理者の認定を受けようとする者が、港湾管理者に提出する様式の記載事項として、事業の内容、特定埠頭の位置等を規定することを検討しております。
- ③ 特定埠頭の運営の事業の認定要件として、埠頭の種類及び規模、特定埠頭の運営の事業が当該港湾の効率的な運営に特に資すること等を規定することを検討しております。
- ④ 特定埠頭の貸付けが公正な手続によって行われることを確保するため、特定埠頭の運営の事業の認定をするに当たっては、当該認定の申請の内容を2週間公衆の縦覧に供しなければならないこと等を規定することを検討しております。
- ⑤ 港湾管理者が特定埠頭の運営の事業を認定したときに公表する事項として、特定埠頭の運営の事業の計画の概要等を規定することを検討しております。
- ⑥ 特定埠頭の貸付けに当たっては、認定の取消を受けたときは貸付契約を解除すること、一定の場合を除いて第三者転貸してはならないこと等を貸付契約の内容としなければならないことを規定することを検討しております。
- ⑦ 港湾管理者が認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更については、港湾計画の軽易な変更に該当するものであることを規定することを検討しております。
- ⑧ 法第58条第3項の規定により港湾における埋立地の処分等に係る制限期間を10年から5年に短縮する際に、港湾管理者が告示すべき事項として短縮する区域の位置及び面積等を規定することを検討しております。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成18年9月29日

施行日：平成18年10月1日